

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 12 月 20 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600227 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600072 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 8 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については、平成 25 年 8 月は 11 万 8,000 円から 15 万円、同年 9 月から平成 26 年 8 月までは 14 万 2,000 円から 15 万円とする。

平成 25 年 8 月から平成 26 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 8 月から平成 26 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日まで
請求期間に係る標準報酬月額について、国の記録と B 厚生年金基金の記録が相違している。
給与明細書では、標準報酬月額 15 万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書及び A 事業所が提出した賃金台帳によると、請求者は、請求期間において同事業所から毎月 15 万円の給与の支給を受け、標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 8 月から平成 26 年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600182号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600070号

第1 結論

昭和52年6月1日から平成元年10月8日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

平成4年6月1日から平成10年5月31日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年6月1日から平成元年10月8日まで
② 平成4年6月1日から平成10年5月31日まで

請求期間①については、A社を平成元年に退職した際、事務員の方から同社が社員全員の標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に低く届け出ていたと聞いた。その後、「ねんきん特別便」に記載されていた標準報酬月額を見たら、平均で2万円から3万円程度低く届け出られていることに気付いた。

請求期間②については、私はB社の代表取締役であり、30万円から50万円の給与を受けていたが、年金記録では標準報酬月額が8万円から9万2,000円とされている。

当時の給与明細書等は所持していないが、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、当時の賃金台帳等の資料は保管していない旨回答しており、請求期間①における請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者が社員全員の標準報酬月額を社会保険事務所に低く届け出ていたことを聞いたとする事務員と同姓の者に文書による照会を行ったが回答は得られない。

このほか、請求期間①において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②については、オンライン記録によると、B社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成4年6月から平成5年7月までは30万円、同年8月から平成7年3月までは59万円、同年4月から平成10年5月までは50万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年5月31日以降である平成10年8月10日に、平成4年6月から平成6年10月までは8万円、同年11月から平成10年4月までは9万2,000円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、B社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間②及び標準報酬月額減額訂正処理日（平成10年8月10日）において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、社会保険の実務はすべて担当者に任せており、前述の標準報酬月額減額訂正については全く関与していなかったと陳述しているものの、B社における請求者の代表取締役としての地位及び役割を勘案すると、当該減額訂正について、請求者が一切関与していなかったとまでは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、B社の代表取締役として、請求期間②に係る標準報酬月額減額処理が有効でないものと主張することは信義則上許されず、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600209 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600071 号

第 1 結論

昭和 58 年 4 月 2 日から同年 5 月 19 日までの期間について、請求者の A 学校（適用事業所名称は B 事務所。現在の C 事務所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の D 学校（適用事業所名称は B 事務所。現在の C 事務所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 2 日から同年 5 月 19 日まで
② 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間①については、A 学校において、請求期間②については、D 学校において、教員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当時は、保険証を所持し、給与から社会保険料が差し引かれていたため、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 12 条には、適用事業所に臨時に使用される者であって、2 か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としなない旨規定されている。

一方、請求者が提出した「辞令」及び C 事務所が提出した人事記録により、請求者が、請求期間①においては、A 学校に、請求期間②においては、D 学校に勤務していたことは確認できるものの、請求者は請求期間①及び②において、それぞれ 2 か月以内の任用であり、厚生年金保険の適用除外であったことが確認できる。

また、C 事務所が提出した「臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の加入について（通知）」（E 県教育委員会教育長通知）によると、健康保険及び厚生年金保険の加入手続について「県教育委員会の任命に係る職員で、雇用期間が 2 カ月以上（1 月の勤務日数が 20 日を超える者に限る。）ある者のうち F 共済組合の組合員でない者を対象とする。」とされている上、同事務所は、請求者の任用期間が 2 か月未満であるため、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入手続及び給与からの厚生年金保険料の控除を行っていないと思われる旨回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。